

中山間地域等直接支払交付金 特認基準の変更について

特認地域の変更について

中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2

都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、**特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。**

国が定める 特認基準のガイドライン

次の1から3までのいずれかの要件を満たす地域の中で4の要件を満たす農用地（中山間地域等直接支払交付金実施要領 別記4）

1. **8法地域に地理的に接する農用地**
2. **農林統計上の中山間地域**（農林統計に用いる地域区分の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう地域区分は旧市町村単位とする）
3. **三大都市圏の既成市街地等に該当せず、下記の要件を満たす地域**
農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上 等

4. 次のアからオまでの**いずれかの要件を満たすこと**

- ア 傾斜農用地（田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上）
- イ 自然条件により小区画・不整形な田
- ウ 草地比率が高い（70%以上）地域の草地
- エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
- オ 8法地域内の都道府県知事が定める基準の農用地

滋賀県 特認基準(案)について

地域基準について

1. 国が定める特認基準のガイドラインに基づき作成
 - ・ 8法地域に地理的に接する農用地
 - ・ 農林統計上の中山間地域
 - ・ 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、農林業従事者割合等の要件を満たす地域
2. 滋賀県独自の基準（継続）
 - ・ 昭和25年2月1日における市町村の区域で、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令(平成5年政令第315号)第1条第1項に掲げる「特定農山村地域」の要件を満たす地域

特定農山村地域の要件について

第1号 次のいずれかに該当すること

イ 次のいずれかに該当すること

- ・ 耕地面積のうち田の占める比率が33%以上かつ勾配1/20以上の田が50%以上
- ・ 耕地面積のうち畑の占める比率が33%以上かつ勾配15°以上の田が50%以上

ロ 平成2年における林野率が75%以上

第2号 次のいずれかに該当すること

イ 平成2年における林野面積が当該市町村の区域に係る総土地面積の81%以上

ロ 平成2年における農林業従事者数が15歳以上の人口の10%以上

第3号 区域の全部または一部が平成5年9月1日で次の区域に含まれないこと。

- イ 首都圏整備法に規定する既成市街地および近郊整備地帯
- ロ 近畿圏整備法に規定する既成都市区域および近郊整備区域
- ハ 中部圏開発整備法に規定する都市整備区域

第4号 平成5年9月1日における当該区域の人口が10万人未満であること

○大津市仰木村および雄琴村における滋賀県特認基準のⅡ－１－（４）（特定農山村法要件）適否検討資料

特定農山村法要件		基準		大津市仰木村		大津市雄琴村	
第1号	勾配1／20以上の田/全田面積	50%以上	いずれかに該当	(92.5%) 92.5%	○	(73.3%) 96.6%	○
	全田面積/経営耕地総面積	33%以上		(96.1%) 94.5%	○	(92.8%) 90.6%	○
	林野率	75%以上		(38.2%) 47.8%		(28.8%) 24.0%	
第2号	(耕地面積＋林野面積)/総土地面積	81%以上 (平成2年)	いずれかに該当				
	農業従事者数/15歳以上人口	10%以上 (平成2年)		47.9%	○	21.6%	○
第3号	近畿圏整備法・中部圏整備法の 既成都市区域等	非該当	旧村単位の 要件外	非該当	○	非該当	○
第4号	人口	10万人未満 (平成5年)		3,317	○	4,096	○

※上段括弧書きは、第3期対策時のデータ。

滋賀県特認基準(案)

I 特認の必要性

対象地域の基準の合理性を確保し、広く住民の理解を得るため、8法地域と同等に自然的・経済的・社会的条件の悪い地域を特認地域として指定する。

II 特認基準

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(9)の特認地域およびその対象農用地は、8法地域以外の農用地にあって、次の1の要件を満たす地域において2の要件を満たす農用地とする。

1 地域基準

次の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす地域であること。

- (1) 8法地域に地理的に接する農地
- (2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成25年3月28日付け24統計第1384号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」または「山間農業地域」をいう。地域区分は、旧市町村単位とする)
- (3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域
 - ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上
 - イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上
 - ウ 人口の減少率(平成17年~22年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること。
- (4) 昭和25年2月1日における市町村の区域で、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令(平成5年政令第315号)第1条第1項に掲げる要件を満たす地域。

2 農用地基準

- (1) 上記1の(1)から(3)の地域については、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑・草地および採草放牧地8度以上)
 - イ 自然条件により小区画・不整形な田
 - ウ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
- (2) 上記1の(4)の地域については、次の要件を満たすこと。
 - ア 急傾斜農用地の田(1/20以上)

滋賀県中山間地域等直接支払交付金対象地域

市町 (H22.4.1)	市町 (H16.4.1)	8法指定地域				国が定めるガイドラインに基づく 特認地域					
		特定農山村地域	振興山村地域	過疎地域	離島振興法	①8法地域に隣接する農地		②農林統計上の中間・山間農業地域		④特定農山村法にかかる要件を満たす地域(急傾斜のみ)	
大津市	大津市							葛川村(4)	伊香立村(3)	仰木村	雄琴村
								大石村(3)	下田上村(4)		
	志賀町	木戸村				和邇村					
栗東市	栗東市	小松村2-1						上田上村(3)			
甲賀市	水口町					金勝村		金勝村(3)			
	土山町					貴生川町	大野村2-2	貴生川町(3)			
		鮎河村	鮎河村			佐山村2-1					
		山内村	山内村								
		土山町									
	信楽町	大野村2-1									
		雲井村	雲井村								
		信楽町									
		朝宮村	朝宮村								
	甲賀町	小原村	小原村								
多羅尾村		多羅尾村									
甲南町					佐山村2-2	大原村	佐山村2-2(3)	大原村(3)			
湖南市	甲西町					甲南町		甲南町(3)			
東近江市	永源寺町	永源寺村	永源寺村			三雲村					
	市原村	市原村									
	愛東町				角井村	西小椋村	角井村(3)				
	八日市市				御園村	玉緒村					
近江八幡市	近江八幡市						老蘇村2-2(4)				
日野町	日野町							島村2-1(3)			
						東桜谷村	西桜谷村	東桜谷村(3)	西大路村(3)		
						西大路村	鎌掛村	鎌掛村(3)	南比都佐村(3)		
彦根市	彦根市	鳥居本村			彦根市	高宮町					
多賀町	多賀町	大滝村	大滝村								
		多賀町									
愛荘町	秦荘町	脇ヶ畑村	脇ヶ畑村								
甲良町	甲良町					秦川村					
米原市	伊吹町					西甲良村	東甲良村				
		春照村									
		伊吹町	伊吹町								
	山東町	東草野村									
	米原町	柏原村			大原村	東黒田村					
近江町	醒井村			息郷村	米原町	息郷村(3)					
長浜市	浅井町					息長村					
		上草野村	上草野村			田根村	下草野村				
	高月町					七尾村					
						高時村2-2	北富永村	高時村2-2(3)			
	湖北町					七郷村	古保利村				
	木之本町					朝日村					
		杉野村	杉野村								
		高時村2-1	高時村2-1								
	余呉町	木之本町									
		伊香具町									
余呉村				余呉村							
西浅井町	丹生村	丹生村	丹生村								
	片岡村	片岡村	片岡村								
高島市	マキノ町	塩津村	塩津村								
		永原村	永原村								
	今津町	剣熊村	剣熊村			海津村	百瀬村	海津村(3)	百瀬村(3)		
		西庄村	西庄村								
	朽木村	川上村	川上村								
	安曇川町	今津町									
高島町	三谷村	三谷村									
新旭町	朽木村	朽木村	朽木村								
	安曇川町			広瀬村		広瀬村(3)					
	高島町	小松村2-2		高島町		高島町(3)					
	新旭町			饗庭村		饗庭村(3)					

①	8法地域に隣接する農地
②	農林統計上の中間農業地域(3)、山間農業地域(4)
④	特定農山村法にかかる要件を満たす地域(急傾斜のみ)

②については、「農林統計に用いる地域区分」平成13年11月30日付け13統956号が廃止され、平成20年度(平成20年6月16日改訂)統計区分による。

